

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

			資料番号	44-6	担当課	健康増進課
法令名	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	根拠条項	20-2.3.4	不利益処分の種類	指定医の指定の取消又は一部効力の停止	
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (指定の辞退及び取消し) 第二十条 指定医は、その指定を辞退することができる。 2 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。 3 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。 4 指定医が、第十六条第一項第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に変更があった旨の届出を行ったときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。						